

# 交通系電子マネー利用加盟店規約

本規約は、加盟店（第1条第9項で定義）が、電子マネー取引（第1条第10項で定義）を行う場合の、加盟店と株式会社ビューカード（以下「当社」という。）との契約関係（以下「本契約」という。）を定めるものである。加盟店になろうとする者は、本規約の内容に同意の上、当社所定の方法により申込みを行い、第2条に基づく運営事業者等及び当社が審査の上、承諾した場合には、本規約を内容とする本契約が成立する。

## 第1条（用語の定義）

- 1 「交通系電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得てICカード等に記録した金銭的価値であって、別表に掲げるものをいう。
- 2 「ICカード等」とは、利用者が交通系電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵する別表記載の交通系電子マネーのカード等の情報記録媒体をいう。
- 3 「運営事業者」とは交通系電子マネーに係る運営事業をつかさどるものであり、別表に記載のものをいう。
- 4 「発行者」とは、運営事業者及び運営事業者から指定を受け、運営事業者所定のルールに従って、利用者から金額の支払を受け、当該対価に相当する交通系電子マネーを利用者に対して付与する事業を営むことを認められた会社若しくは組織をいう。
- 5 「利用者」とは、発行者が定める交通系電子マネーに係る取扱規則又は取扱約款（以下「取扱規則」という。）に同意し、交通系電子マネーを利用する者をいう。
- 6 「チャージ」とは、発行者の定める方法でICカード等に交通系電子マネーを積み増しすることをいう。
- 7 「端末」とは、運営事業者の定める仕様に合致し、交通系電子マネーの読み取り、引取り及び当社が特に認めた場合は書き込みをすることができる機器（リーダ・ライタ）をいう。
- 8 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の交通系電子マネーを引取り、発行者の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額の交通系電子マネーが積み増しされる交通系電子マネーに関する情報が移転されることをいう。
- 9 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社に交通系電子マネーの利用につき申し込み、当社が加盟店として指定した店舗等であって、交通系電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいう。
- 10 「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下「商品等」という。）を購入し又は提供を受けた際に、金銭等に換えて交通系電子マネーに係る情報又は他社発行電子マネーに係る情報を加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいう。
- 11 「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に、設置及び利用が許され、かつ加盟店が交通系電子マネーに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいう。
- 12 「偽造」とは、運営事業者の承認を受けずに複製等により、交通系電子マネーと同様又は類似の機能を持つ電子的情報を作出することをいう。
- 13 「変造」とは、運営事業者の承認を受けずに交通系電子マネーに変更を加え、元の交

通系電子マネーと内容が異なり、かつ交通系電子マネーと同様又は類似の機能を有する電子的情報を作出することをいう。

- 1 4 「他社発行電子マネー」とは、別表に定める東日本旅客鉄道株式会社を除く運営事業者又は当該運営事業者が交通系電子マネーの発行者として指定する者（以下総称して「他社発行電子マネーの発行者」という。）が IC カード等に記録される金額に相当する対価を得て、当該 IC カード等に記録した金銭的価値をいう。

## 第2条（運営事業者による審査等）

本規約に同意のうえ、加盟店になろうとする者が当社に申し込みを行った場合又は、既に加盟店として本契約を締結済みの場合において、運営事業者、又は運営事業者が自己の運営する交通系電子マネーの加盟店開拓権限を付与し、且つ、当該交通系電子マネーの加盟店開拓について当社と提携している会社等（以下「電子マネー提携会社」という。）が、加盟店として取り扱うことを不適当と認め、当社に対して拒否する旨の通知をした場合には、当社は、当社所定の方法でその旨を当該加盟店に通知するものとし、当該通知をもって、加盟店契約の締結の拒絶又は既に締結済みの場合には、本規約第23条第1項に基づく解除の通知とする。また、当社は、当社所定の方法により、当該加盟店となろうとする者について審査することとし、加盟店として承認する場合には、その旨を当該加盟店に通知し、かかる通知をもって、本規約を内容とする本契約が成立するものとする。

## 第3条（電子マネー取引）

- 1 加盟店は、電子マネー取引を行う店舗、施設（以下「店舗等」という。）について、あらかじめ当社に所定の様式の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとする。店舗等の追加、取消しについても同様とする。なお、当社は加盟店に対し事前に書面による通知を行うことにより、店舗等の全部又は一部について電子マネー取引を行うことを禁止することができるものとする。
- 2 加盟店は、利用者から IC カード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとする。
- 3 加盟店は、提示された IC カード等について加盟店の端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該 IC カード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとする。
- 4 加盟店は、明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できる IC カード等を提示された場合、又は明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事實を当社に連絡するものとする。
- 5 加盟店は、発行者が利用者向けに定める取扱規則の記載内容を承認し、これに従い利用者と電子マネー取引を行うものとする。
- 6 電子マネー取引においては、利用者の IC カード等から加盟店の端末に、商品等の代金額に相当する交通系電子マネーに係る情報の移転が完了した時点で、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅するものとする。
- 7 加盟店は、電子マネー取引を行うにあたっては、加盟店の端末により取引代金の入力、電子マネーに係る情報の移転を行うものとする。このとき加盟店は利用者に対し、取引代金及び交通系電子マネーの残額の確認を求めるものとする。

- 8 加盟店は、1回の電子マネー取引を、2枚以上のICカード等により行うことはできないものとする。なお利用者の交通系電子マネーの残高が取引代金に満たない場合は、当社が特に決済方法を指定した場合を除き、現金その他の支払方法により不足分の決済を行うものとする。
- 9 加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承認するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社及び発行者は責を負わないものとする。
- 10 加盟店が電子マネー取引の売上として利用者のICカード等から引去ることができる交通系電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む。）のみとし（ただし、第8項後段による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く。）、現金の立て替え及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。また、電子マネー取引に際し、交通系電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すこと等はできないものとする。

#### 第3条の2（他社発行電子マネー取引）

- 1 加盟店は、他社発行電子マネーの利用者から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により電子マネー取引（以下「他社発行電子マネー取引」という。）を求められた場合、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとする。
- 2 加盟店は、電子マネー取引の際に利用者に適用される約款について、利用者がICカード等を提示した場合には取扱規則が適用され、利用者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には他社発行電子マネーに係る利用者向けの約款が適用されることに同意する。
- 3 加盟店は、他社発行電子マネー取引について、当社が別途指定した場合を除き、本規約の規定に準じて取扱うことに同意する。

#### 第4条（加盟店の義務等）

- 1 加盟店は、本規約に定める義務等を店舗等又は加盟店の従業員及びその他加盟店の業務に従事する者に遵守させるものとする。
- 2 当社は、店舗等又は加盟店の従業員及びその他加盟店の業務に従事する者が、電子マネー取引に関連して行った行為及び店舗等又は加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者の果たすべき義務を、すべて加盟店の行為とみなすことができるものとする。
- 3 加盟店が本規約に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、加盟店がその一切の責任を負うものとする。
- 4 加盟店は、当社が指定した加盟店標識（以下「加盟店標識」という。）を、店舗等の利用者の見やすいところに掲示するものとする。ただし、当社が加盟店標識の使用を中止もしくは禁止した場合は、又は運営事業者が加盟店標識を変更した場合は、加盟店は異議なくこれに応じるものとする。なお、加盟店標識に関して、加盟店の責めに帰すべき事由により紛議が発生した場合には、加盟店は第27条の定めに従い、当社が負担した費用を賠償するものとする。
- 5 加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、すみやかにその資料を提出するものとする。

- 6 加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、交通系電子マネーに関するシステムの円滑な運営及び、電子マネー取引の普及向上に協力するものとする。また、加盟店は、当社より交通系電子マネーの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
  - 7 当社又はその委託先は、交通系電子マネーの利用促進のために、印刷物、電子媒体などに店舗等の名称及び所在地など第3条第1項に基づき加盟店から届け出を受けた事項に関する情報を掲載することができるものとし、加盟店はこれをあらかじめ異議なく承諾するものとする。
  - 8 加盟店は、電子マネー取引を行うにあたり、自己の責任と費用において、端末その他の付帯設備を事前に用意するものとする。
  - 9 加盟店は、電子マネー取引に関する情報、加盟店の端末、加盟店標識などを本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。
- 10 加盟店は、加盟店の端末について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、すみやかに当社又は当社の指定する者に連絡するとともに、必要な措置（当社又は当社の委託先から指示された措置を含む。）を講ずるものとする。
  - 11 加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。
  - 12 加盟店は、利用者との間で本契約等に基づいて行う電子マネー取引に関わる通信をする時は、当社があらかじめ定めた方法により、電子マネー取引に関わる一切の情報及びシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための安全化措置を講じるものとする。
  - 13 前項の安全化措置については、当社があらかじめ定めた方法による場合であっても、当社が情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、加盟店は、その趣旨に基づき前項の安全化措置について所要の改善を講じるものとする。
  - 14 加盟店及び当社は、本契約により認められている場合及び相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、相手方の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は営業に関する一切の表示（以下「相手方の表示」という。）及び相手方の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとする。

## 第5条（標識類の購入）

加盟店は、前条第4項に定める義務を履行するため、加盟店標識等を自らの責任において入手しなければならず、当社又は当社の指定する者から加盟店標識等を購入する場合には、別途当社又は当社の指定する者が請求する金額を当社が指定する期日までに当社又は当社の指定する者に対し支払うものとする。なお、支払われた加盟店標識等の代金は、当社又は加盟店が本契約を解約又は解除した場合にも返還されないものとする。

## 第6条（電子マネー取引の円滑な実施）

- 1 加盟店は、第3条第9項及び第7条第3項に定める場合、又は、当該電子マネー取引を行ったときに本契約所定の条件に違反することとなる場合その他正当な理由がある場合を除き、利用者との電子マネー取引を拒否したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代って支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求するなど、電子マネー取引によ

らない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。

- 2 加盟店は、当社から依頼があった場合、利用者との電子マネー取引の状況等の調査に誠実に協力するものとする。
- 3 加盟店は、利用者から電子マネー取引及び商品等に関し、苦情、相談を受けた場合等、加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合には、当社の責めに帰すべき場合を除き、加盟店の費用と責任をもって対処し解決することとし、当社に一切の関与を求めず、迷惑をかけないものとする。

#### 第7条（商品等の引き渡し及び取扱対象外商品等）

- 1 加盟店は、電子マネー取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。ただし、電子マネー取引を行った当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとする。
- 2 加盟店は、電子マネー取引により利用者に引渡しをする商品等において、その引き渡し、又は提供等を複数回又は継続的に行う場合には、その引き渡し、又は提供方法等に関してあらかじめ書面により当社に申し出、当社の承認を得るものとする。
- 3 加盟店は、有価証券及び金券等のほか、別途定めた商品等については、電子マネー取引を行わないものとする。

#### 第8条（無効 IC カード等の取扱い）

加盟店は、当社から特定の IC カード等を無効とする旨の通知を受けた場合（特定の IC カード等を無効とする旨のデータ（以下「ネガデータ」という。）を端末が受信した場合を含む。）、当該通知によって無効とされた IC カード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとする。また、加盟店は、無効とされた IC カード等について、当社又は発行者の指示に従った取扱いを行うものとする。

#### 第9条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）

- 1 加盟店は、加盟店の端末に受取った電子的情報が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合には、電子マネー取引を拒絶し、当社の指定する方法により、当社にその旨をすみやかに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとする。
- 2 加盟店が前項に違反して取引を行った場合、加盟店は当社に対し当該取引に関わる売上金額の支払いを請求することができないものとする。
- 3 前項に定める場合であっても、加盟店が第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守した場合には、当社は加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、偽造又は変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとする。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではない。
  - (1) 加盟店又は、加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者が故意又は過失により当該偽造又は変造に何らかの関与をした場合。
  - (2) 加盟店が当該電子的情報を受ける際に、当該電子的情報が偽造又は変造されたものであることを知りつつ、又は重大な過失により当該電子的情報が偽造若しくは変

造されたことを知らなかつた場合。

- 4 紛失・盗難された IC カード等が使用された場合、又は偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、当社が加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとする。また、加盟店は、当社から指示があった場合又は加盟店が必要と判断した場合には、加盟店又は加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

#### 第10条（返品等の取扱い）

- 1 加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該取引代金を現金で払い戻すものとする。この場合であっても、加盟店は当社に対して第12条に基づく加盟店手数料を支払うものとする。ただし、当社が指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、交通系電子マネーを当該取引に使用した IC カード等に積み増すことにより払い戻しができるものとする。
- 2 加盟店は、取扱規則に定められる、利用者が交通系電子マネーを利用できない事由に該当するおそれがあると合理的に判断される場合、本契約に別段の定めがあるときを除き、前条第1項に準じて当社に連絡するものとし、当社の特段の指示がある場合にはこれに従うものとする。

#### 第11条（電子マネー取引の売上金額の確定）

- 1 加盟店と当社の間での電子マネー取引に関する売上金額は、加盟店が加盟店の端末を使用し、電子マネー取引に用いられた交通系電子マネーに係る情報を、当社の定める通信手段・手順等により当社の指定する情報処理センターへの移転を完了させた時点で、確定するものとする。
- 2 加盟店は、第3条第6項に規定する時点で、利用者の加盟店に対する代金債務を当社が免責的に引き受けることに同意する。
- 3 加盟店は、他社発行電子マネー取引が行われた場合、他社発行電子マネーの利用者の情報記録媒体から加盟店の端末に対し、商品等の代金額に相当する他社発行電子マネーに係る情報の移転が完了した時点で、他社発行電子マネーの発行者が利用者の加盟店に対する代金債務を免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該発行者から当該代金債務を免責的に引き受けることに、同意する。

#### 第12条（売上金額、手数料、電子マネー取引精算金の支払い）

- 1 当社は、電子マネー取引に関する売上金額について、以下の表に定める取扱期間ごとに集計し、加盟店に「お振込みのご案内」（以下「支払通知書」という。）を発行することにより通知するものとする。

取扱期間	支払日
月 初 ～ 15 日	当月末
16 日 ～ 月 末	翌月 15 日

- 2 加盟店は、当社に対し、加盟店手数料として別に定める金額を支払うものとする。
- 3 当社は、加盟店に対し、第1項に定める取扱期間の売上金額の合計より前項の加盟店手数料を差し引いた金額（以下「電子マネー取引精算金」という。）を、第1項の取扱期間に対応する支払日に、加盟店の指定金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、応当日が金融機関の休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとする。振込みに係る精算事務手数料が発生する場合、その負担者は別に定める。
- 4 加盟店が当社に支払う加盟店手数料は、電子マネー取引1件ごとの取引金額に、別に定める手数料率を乗じた額を、第1項で定める取扱期間で集計し、1円に満たない額を切り捨てた金額とする。なお、加盟店手数料には、消費税額（地方消費税額を含む）を含むものとする。
- 5 当社は、他社発行電子マネー取引の精算金についても、前4項に準じて、加盟店に支払うものとする。この場合、他社発行電子マネー取引に適用する加盟店手数料率は、別に定める手数料率と同一とするものとする。

#### 第13条（売上金額の確認）

- 1 加盟店は、前条の規定により、当社から支払通知書が発行された場合には、記載内容を確認するものとする。支払通知書が発行された日から30日以内に連絡がない場合には、当社は加盟店が支払通知書の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとする。
- 2 加盟店の端末から当社へ交通系電子マネーに係る情報の移転がなされなかった場合であっても、当社において加盟店の端末に保存されていた記録により当該交通系電子マネーの金額を確認できた場合には、加盟店に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は加盟店に対し、当該確認ができた金額に関する電子マネー精算金の支払を行うものとする。
- 3 当社は、電子マネー取引に関する売上金額の明細について、加盟店より帳票あるいはデータの提供を求められた場合、当社の定める方法により有償で提供するものとする。

#### 第14条（電子マネー取引精算金の支払の取消し及び留保）

- 1 電子マネー取引に関わり加盟店から当社へ移転された交通系電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店に対し、当該電子マネー取引に関する電子マネー取引精算金の支払義務を負わないものとする。ただし、本項第2号に該当する場合で、当社が当該電子マネー取引に関する電子マネー取引精算金の支払を承認した場合はこの限りではないものとする。
  - (1) 加盟店から当社へ移転された交通系電子マネーが正当なものでないとき
  - (2) 第15条に基づく移転、送信及び受信を行わなかった場合
  - (3) 第3条に違反して電子マネー取引を行ったとき
  - (4) 第7条第3項に違反して電子マネー取引を行ったとき
  - (5) 第8条に違反して電子マネー取引を行ったとき
  - (6) 明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行った場合
  - (7) その他加盟店が本契約に違反したとき
- 2 当社が加盟店に対し電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当する事実が判明した場合には、加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当

該電子マネー取引精算金を返還するものとする。なお、加盟店が当該電子マネー取引精算金を返還しない場合には、当社は次回以降支払となる加盟店に対する電子マネー取引精算金から当該電子マネー取引精算金を差し引くことができるものとする。

- 3 電子マネー取引に関わり加盟店から当社へ移転された交通系電子マネーに関し、第1項各号のいずれかの事実が存するおそれがある場合には、当社は当該事実の存否について調査を実施することができるものとし、当該調査が完了するまで当該電子マネー取引に係る電子マネー取引精算金の支払を留保することができるものとする。この場合、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
- 4 前項の調査開始より30日を経過してもなお、第1項各号のいずれかの事実が存するおそれが否定できない場合、当社は当該電子マネー取引に係る電子マネー取引精算金の支払義務を負わないものとする。なお、この場合においても加盟店及び当社は調査を続けることができるものとする。
- 5 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、当社が当該電子マネー取引に係る電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該電子マネー取引精算金を支払うものとする。

#### 第15条（通信及び通信費）

- 1 加盟店は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より移転された交通系電子マネー及びこれに付随する情報を、当社の定める通信手段・手順等により当社の指定する情報処理センター等に移転させ及び送信するものとし、また、ネガデータ等を受信するものとする。
- 2 前項の通信に係る費用は、加盟店の負担とする。

#### 第16条（届出事項等）

- 1 加盟店又は加盟店になろうとする者は、自らの名称・商号・代表者名・所在地・電話番号・店舗等及び電子マネー取引精算金の振込指定金融機関口座その他必要な事項（以下これらの事項を併せて「申込者情報」という。）を、本規約に基づき本契約の締結をするにあたり、あらかじめ当社に、当社が別途定める書面その他の方法により届け出るものとする。また、申込者情報に変更が生じた場合には、直ちに当社が別途定める書面をもって当社へ届け出を行い、当社の承認を得るものとする。
- 2 加盟店は、第3条第1項又は前項に基づき届け出る店舗等に関しては、その名称、住所、電話番号、代表者名及び取扱う商品又はサービスの内容等、その他必要な事項（以下これらの事項を併せて「店舗情報」という。）を、当社が別途定める書面その他の方法により、当該店舗等において電子マネー取引を行わせるにあたり、事前に当社に届け出を行い、当社の承認を得るものとする。
- 3 第1項の届け出がないために、当社からの通知又は送付書類、決済代金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に加盟店に到着したものとみなすことができるものとする。
- 4 加盟店は、店舗等が改裝等の理由により営業を休止する場合、その期間等に関してあらかじめ当社に届け出るものとする。

## 第17条（情報の利用等）

- 1 加盟店は、当社が公的機関などから法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他当社が相当と認めたときには、申込者情報、店舗情報その他電子マネー取引に関する情報を開示する場合があることをあらかじめ承諾するものとする。
- 2 加盟店は、申込者情報、店舗情報等を、当社がICカード等の普及促進活動に利用することに同意するものとする。ただし、「個人情報の保護に関する法律」にて個人情報と規定される情報については、法令及び関係省庁が定めるガイドラインの規定に則った取扱いを行うものとする。

## 第18条（調査等）

- 1 当社は、本規約等に定める事項について、加盟店に対して調査の協力を求めることができ、加盟店はその求めに速やかに応じるものとする。
- 2 当社は、加盟店が行う電子マネー取引が不適当であると判断したときは、加盟店に対し取扱商品、広告表現及び電子マネー取引の方法等の変更もしくは改善又は販売等の中止を求めることができるものとする。
- 3 加盟店は、前項に該当した場合、加盟店の責任において直ちに所要の措置を講じるものとする。

## 第19条（守秘義務）

- 1 加盟店及び当社は、以下の各号に該当する場合を除き、本契約の履行に際して知り得た相手方の一切の情報、端末及び付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報（交通系電子マネー固有のカード番号等の情報も含む。）及び手数料率を含む交通系電子マネーに関する営業上の機密を、本契約以外の目的のために利用したり、又は第三者に開示したり、若しくは漏洩したりしてはならないものとする。
  - (1) 第17条の規定に基づく場合
  - (2) 相手方の書面による事前の承諾を得た場合
  - (3) 法律上の義務として開示、提出等をしなければならない場合
  - (4) 当社が交通系電子マネーに関するシステムの運用に際して開示、提出等しなければならない場合
- 2 前項の規定は、本契約の効力が失われた後も有効とする。

## 第20条（地位の譲渡等）

加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。また、加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。ただし、当社は、加盟店へ3箇月前までに文書で通知のうえ、本契約上の地位の全部、又は一部を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。

## 第21条（契約期間）

本契約の有効期間は、申込日から1年間とする。なお、期間満了の3箇月前までに、加盟店当社双方異議を申し出ないときは更に1箇年を更新し、以後もこの例によるものとする。

## 第22条（任意解約）

加盟店又は当社は、本契約の有効期間中、いつでも3箇月以上前に書面をもって通知することにより本契約を解約することができるものとする。

## 第23条（契約解除）

- 1 前2条に関わらず、加盟店が次の事項に該当する場合、当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害を加盟店は賠償するものとする。
  - (1) 第16条に基づく届出内容に虚偽の申請があったとき
  - (2) 他の加盟店の電子マネー取引精算金に関する債権を譲り受け、又は他の加盟店に代って、当社に電子マネー取引精算金の支払い請求をしたとき
  - (3) 第14条第2項に基づく電子マネー取引精算金の返還を怠ったとき
  - (4) 加盟店又は、加盟店の従業員その他加盟店の業務に従事する者が第19条の規定に違反したとき
  - (5) 前4号のほか本契約に違反したとき
  - (6) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、及びその他支払い停止となつたとき
  - (7) 差押え・仮差押え・仮処分の申し立て若しくは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
  - (8) 前2号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき
  - (9) 他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度又は前払式支払手段制度を悪用していると当社が判断したとき
  - (10) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
  - (11) 架空の売上債権に係る売上金額の支払請求、その他加盟店が不正な行為を行なつたと当社が判断したとき
  - (12) 加盟店が当社の信用を失墜させる行為を行つたと当社が判断したとき
  - (13) 運営事業者又は電子マネー提携会社から、第2条に基づき、加盟店を不適当と認め、又は拒否する旨の通知を当社が受領したとき
  - (14) その他加盟店として不適当と当社が判断したとき
- 2 加盟店が前項各号の一にでも該当する場合は、加盟店は当社に対して負担するすべての債務（本契約による債務に限定されない。）につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払うものとする。
- 3 当社が第1項に基づき本契約を解除した場合は、加盟店に損害が生じたとしても、当社はこれを一切賠償する義務を負わない。
- 4 履行期限の到来、又は第2項にもとづく期限の利益の喪失、その他の事由によって加盟店が当社に対して債務（本契約による債務に限定されない。）を履行しなければならない場合には、加盟店及び当社間の他の取決めのいかんにかかわらず、当社は、加盟店に対し有する債権と加盟店に対し負担する債務（本契約による債務に限定されない。）とを対当額において相殺できるものとする。

## 第24条（反社会的勢力の排除）

- 1 加盟店及び当社（法人である場合には役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は經營に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、加盟店又は当社は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 反社会的勢力が經營を支配していると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が經營に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 加盟店及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 加盟店は、加盟店の下請業者、委託先業者、代理人又は媒介をする者（下請契約又は委託契約が数次にわたる場合には、その全てを含み、以下「下請業者等」という。）が反社会的勢力に該当しないことを表明及び保証し、将来も同項若しくは前項各号に該当しないことを確約する
- 4 加盟店は、自らの下請業者等が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- 5 加盟店が前項の規定に違反した場合には、当社は、何らの催告を要さずに本契約を解除することができるものとする。
- 6 加盟店は、自らの下請業者等が、反社会的勢力から第2項各号の行為を受けた場合は、下請業者等をしてこれを拒否せるとともに、行為があった時点で、すみやかに不当介入の事実を当社に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力をを行うものとする。
- 7 加盟店が前項の規定に違反した場合、当社は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができるものとする。
- 8 加盟店及び当社が本条各項の規定により本契約を解除した場合において、相手方に損害が生じても何らこれを賠償及び補償する義務は負わないものとする。また、加盟店及び当社は、当該解除により損害を被った場合、相手方に対しその損害の賠償を求めることができ、相手方はこれを賠償する義務を負うものとする。この場合において、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

## 第25条（業務委託）

加盟店は、交通系電子マネーの移転やネガデータ等のデータの授受その他交通系電子マネーに関するシステムの円滑な運用に必要と認められる業務を、当社が第三者に委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

## 第26条（契約終了後の処理）

- 1 契約期間の満了、第22条に基づく任意解約又は第23条若しくは第24条に基づく解除により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は、当該電子マネー取引を本規約に従い取扱うものとする。ただし、加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。
- 2 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに、当社へ返却するものとし、当社から交付されていた取扱関係書類並びに印刷物（販売用具）の一切をすみやかに当社に返却するものとする。なお、加盟店が当社より端末の貸与を受けている場合は、当社との端末の使用規約及びその取扱いに関する規定の定めるところに従い当社に返却するものとする。

## 第27条（損害賠償）

加盟店は、加盟店が本契約に基づく取引に関連して、加盟店の責めに帰すべき事由により当社又は発行者に損害を与えた場合には、当社又は発行者が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとする。

## 第28条（準拠法）

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとする。

## 第29条（合意管轄裁判所）

本契約に関し、加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第30条（本契約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項等については、当社及び運営事業者が別に定める“特約その他の取扱要領等”（当社及び運営事業者がホームページに公表する内容を含む。）に従うものとし、それらに明示されていない事項等については、加盟店当社誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

## 第31条（規約の変更）

- 1 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する。変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で加盟店に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。
  - (1) 変更の内容が加盟店の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相

- 当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
- 2 前項に基づく変更の外、当社は、本規約の送付その他の方法により加盟店に通知した後に、本規約の内容を変更できるものとする。この場合、加盟店は、当該通知の後に本規約に係る電子マネー取引を行うことにより、承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約の変更が効力を生ずるものとする。

別表（第1条）

電子マネー	運営事業者
Suica	東日本旅客鉄道株式会社
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社
TOICA	東海旅客鉄道株式会社
manaca	株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー
nimoca	株式会社ニモカ
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社
はやかけん	福岡市交通局
PASMO	株式会社パスモ